



2013年10月1日以降補償開始契約用

AIUの 海外出張・駐在保険

(海外旅行保険)

広がる世界へ、この安心とともに。



2016年7月版

AIUの海外旅行保険はさまざまなリスクを幅広くカバーし、 海外出張や海外駐在されるお客さまの不安を解消します。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合について、必ず本パンフレット P.9～12 でご確認ください。

ご自身がケガをしたり、病気になったりした場合

傷害死亡／疾病死亡



ケガまたは病気が原因で亡くなられた

傷害後遺障害



旅行中の交通事故のケガが原因で、後遺障害が生じた

保険期間31日まで

緊急歯科治療費用



旅行中に急に歯が痛くなった(注1)

(注1) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理をいいます。
なお、緊急歯科治療を伴わない検査、予防治療、あらかじめ予定・予測されていた治療など、保険金をお支払いできない場合があります。

治療・救援費用



階段で転倒して骨折



盲腸で入院



ケガや病気で長期入院し、日本から家族が現地に駆けつける

保険期間31日まで

疾病応急治療・救援費用



旅先で旅行前にかかっていた病気が急激に悪化(注2)

(注2) 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

他人にケガをさせたり、あやまって物を壊したりした場合

個人賠償責任／家族総合賠償



お湯を出しっぱなしで寝てしまい、水浸しになり、修理費を請求された

ご自身の持ち物が盗難にあたりあやまって壊したりした場合

携行品／生活用動産(注3)

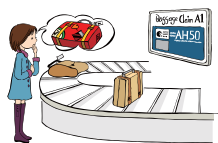


カメラを落とし、壊してしまった

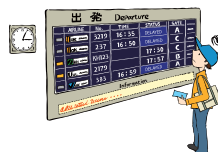
(注3) 携行品／生活用動産(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。

航空機の遅延など、その他の場合

旅行事故緊急費用(注4)



航空会社に預けた手荷物が出てこない(注5)



悪天候で、搭乗予定の航空機が飛ばなかった(注6)



列車が遅れたため、急ぎタクシーで空港へ向かった

保険期間31日まで

(注4) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって次の費用を負担した場合に補償の対象となります。

- ①交通費 ②宿泊施設の客室料
- ③食事代 ④国際電話料等通信費
- ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料 ⑦身の回り品購入費

(注5) 保険期間32日以上の出張者用プランでは、「航空機寄託手荷物遅延」により補償されます。

(注6) 保険期間32日以上の出張者用プランでは、「航空機遅延費用」により補償されます。

AIUの4つの安心ポイント!

◆裏表紙に「用語のご説明」をご用意していますので、こちらと一緒にご覧ください。

POINT

1

AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!



(イメージ)



24時間日本語対応



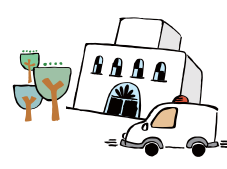
電話1本でOK



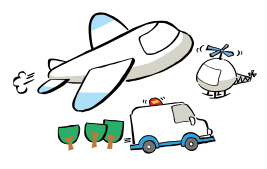
キャッシュレス・
メディカルサービス



医師・病院の紹介、手配



入院・転院の手配



緊急移送時の
輸送機関の手配



付添医師・看護師の手配



入院時のご家族への
状況報告



電話による
医療通訳サービス



医療情報の提供



捜索・救援機関の紹介・手配、
救援者のホテルなどの手配



パスポートやクレジットカードなどの
紛失・盗難時の手続きのご案内



弁護士の紹介・手配



保険金請求手続きに
係わるご相談受付

AIUアシスタンスセンターでは、ご連絡をいただいてからお客さまの状況に適したサービスをご案内します。

POINT

2

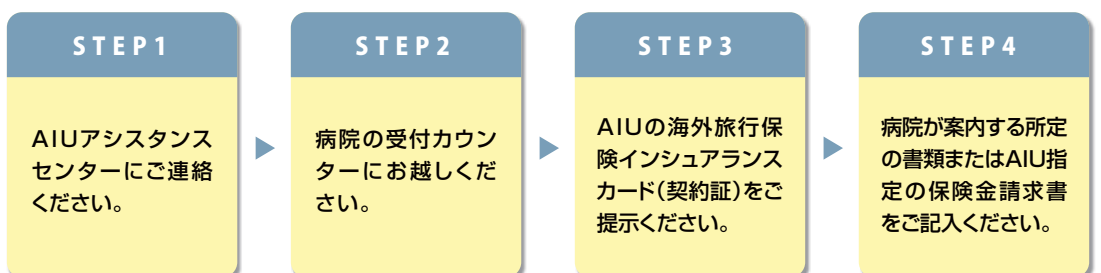
キャッシュレス・メディカルサービスを提供



(イメージ)

【キャッシュレス・メディカルサービス】とは…米国を中心に、**世界55万ヶ所以上**の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法



■ご利用に際しての注意

- *「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
- *保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
- *医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

無制限*
プランインフィニティプランなら、
もう自己負担の心配はありません!

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。
その後1か月の集中治療室での入院を経て、医師同伴で帰国した。

救援費 130万円 家族の往復航空券 (3人分)	+	治療費 3,000万円 1か月分の入院費 (手術・治療費を含む)	+	救援費 180万円 日本への搬送費	=	合計 3,310万円
---	---	---	---	---------------------------------------	---	----------------------

インフィニティプラン
なら自己負担
0円

治療・救援費用の
保険金額(支払限度額)が
2,000万円の場合
自己負担
1,310万円と
なるところ…

* 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

保険期間
31日までの
契約に限り
補償

健康告知不要!

緊急な歯科治療について(注1)

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します(10万円限度)。

持病・既往症について(注2)

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット(300万円限度)。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

妊娠について

妊娠初期の異常による症状(妊娠満22週以後の発症は除きます。)も補償されます。

(注1) 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

(注2) 旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなどは、保険金をお支払いできません。

詳しくはこのパンフレット内の「P.9~12 海外旅行保険の概要」をご確認ください。

補償のご案内

*詳しくは、このパンフレット内の「P.9~12 海外旅行保険の概要」をご確認ください。

- AIUの海外出張・駐在保険とは、出張者・長期滞在者の駐在員の方に必要な補償をパッケージした海外旅行保険のプランです。
- 保険期間が31日超の場合には、旅行目的が出張でも「駐在用」プランにご加入いただけます。また、反対に旅行目的が駐在でも「出張用」プランにご加入いただくことも可能です。

出張者・駐在者用(共通)

傷害死亡		出張・駐在中に事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合
傷害後遺障害		出張・駐在中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
疾病死亡		出張・駐在中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む。)

出張者用

駐在者用

治療・救援費用		出張中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など	駐在中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など
疾病応急治療・救援費用 (保険期間31日までのご契約の場合)		旅行出発前の病気で、出張中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合(300万円限度)	駐在者用プランは31日超からの補償となりますので、こちらの補償は出張者用プランのみとなります。
救援者追加費用 (治療・救援費用にセットされています。)		出張中に行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地へ行く費用、捜索・救助費用など(300万円限度)を補償	駐在中に行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地へ行く費用、捜索・救助費用など(300万円限度)を補償
緊急歯科治療費用 (保険期間31日までのご契約の場合)		出張中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など(10万円限度)	
個人賠償責任		出張中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など	<div style="border: 2px solid orange; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center;"> <p>出張者用プランと 駐在者用プランは 個人賠償責任と携行品の 補償が異なります。</p> <p>お客様のニーズにあった プランをお選びください。</p> </div>
携行品 (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)		出張中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など	
旅行事故緊急費用 (保険期間31日までのご契約の場合)		予期せぬ偶然な事故(※)によって次の費用を負担した場合①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料など ⑦身の回り品購入費(※)公的機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により事故の発生が証明されるものに限りま。	
航空機寄託手荷物遅延 (保険期間32日以上のご契約の場合)		出張中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合	
航空機遅延費用 (保険期間32日以上のご契約の場合)		出張中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など	
家族総合賠償責任 (被害者治療費用がセットされています。) (保険期間32日以上のご契約の場合)		こちらの補償は 駐在者用プランのみとなります。	駐在中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など また、失火によるアパートなどの借用住宅に対する損害賠償責任、自動車事故による損害賠償責任(現地の自動車保険で支払い切れない場合など)について補償 また、損害賠償責任の有無に関係なく、住宅内で来客などがケガをした場合に負担した治療費用も補償
生活用動産(長期用) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度) (保険期間32日以上のご契約の場合)			駐在中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など
緊急一時帰国費用 [オプション] (保険期間3か月以上にごセットできます。)		出張中に家族(※1)の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。)	駐在中に家族(※1)の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。) また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族(※2)の費用も補償

(※1) 配偶者または2親等以内の親族

(※2) 配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族

ご注意

1. この保険は出張・駐在の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となる場合があります。)

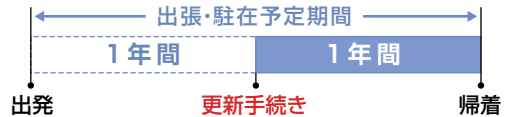
- 永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミリタリーID保持者など)
- 帰国の予定が不明確な場合
- 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など

2. 保険期間の設定は、出張・駐在の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで(=出張・駐在予定期間)とします。ただし、この保険の最長保険期間は1年となりますので、出張・駐在予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年と設定し、満期(保険終期)日以降のご契約については、延長・更新手続きいただけます。

① 出張・駐在予定期間が保険期間になります。



② 最長保険期間ごとに、延長・更新いただけます。



③ 出張・駐在予定期間の途中からの加入はできません。



④ 出張・駐在予定期間の途中までの加入はできません。



3. 申込書の記入内容によっては、お引き受けできない場合またはご契約タイプを変更いただく場合があります。

- (1) 「出張者用プラン(保険期間32日以上)」および「駐在者用プラン」は、ご年令満69才以下で現症・既往症のない方を対象としています。対象とならない方は、別途ご契約タイプをご用意しておりますので、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。
- (2) 保険期間32日以上でお申込みいただけるのは、ご年令満80才までの方です。
- (3) 旅行目的が出張・駐在の場合、申込人と旅行者(被保険者)が異なり旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は1,000万円を上限とさせていただきます。

延長・更新、解約について

1. 保険契約の延長・更新の場合には、満期前に必ずお手続きください(満期を過ぎてしまいますと、被保険者ご本人様が海外に滞在したままでの延長・更新はできませんのでご注意ください)。延長・更新手続き(申込み、保険料のお払込みなど)は、被保険者ご本人様の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、取扱代理店または弊社へお申し出ください。ただし、延長・更新時の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長・更新ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(1) 「延長」

残りの出張・駐在予定期間が1年未満の場合には、延長手続きをしていただけます。延長手続きには、「契約内容変更依頼書」のご提出と「延長保険料」のお払込みが満期までに必要となります。

延長保険料は、「延長後の保険期間に対する保険料」-「既に払い込みいただいている保険料」になります。

(2) 「更新」

残りの出張・駐在予定期間が1年以上の場合には、保険期間1年で更新手続きをしていただけます。更新手続きには、「申込書」のご提出と「更新保険料」のお払込みが満期までに必要となります。

更新保険料は、「ご契約タイプ一覧表」の保険期間1年の保険料となります。ただし、満期までの期間に商品改定があった場合には、新保険料(新補償内容)にて更新いただけます。

2. 保険契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。

解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期(保険終期)までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還します。未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。

(例)91Lタイプを保険期間1年間で加入、保険期間10か月で解約する場合

保険期間	10か月まで	1年まで
保険料	171,980円	208,120円

差額保険料を返還します。

(208,120円-171,980円=36,140円)

「ご契約タイプ」はこちらをご覧ください。➤➤➤

ご契約タイプ一覧表

ご年令に応じたご契約タイプをお選びください。

(ご年令は旅行出発日時点となります。)

満70才以上の方には別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

出張者用プラン (保険期間31日まで)

満69才以下

ご契約タイプ		インフィニティプラン				一般プラン
		94R	93R	92R	91R	11R
保 険 金 額	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷 害 後 遺 障 害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	30万円～ 1,000万円
	治 療 ・ 救 援 費 用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無 制 限 ^{※1}				2,000万円
		(疾病応急治療・救援費用300万円限度)				(疾病応急治療・救援費用300万円限度)
	緊 急 歯 科 治 療 費 用 ^{※2} (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	疾 病 死 亡	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円	500万円
	個 人 賠 償 責 任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携 行 品 ^{※3} (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	20万円
	旅 行 事 故 緊 急 費 用 ^{※4} (支払限度額)	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保 険 料	保険期間(以下同様)1日まで	5,270円	3,690円	3,110円	2,740円	2,430円
	2日まで	6,120円	4,500円	3,910円	3,530円	3,070円
	3日まで	6,870円	5,190円	4,570円	4,170円	3,570円
	4日まで	7,450円	5,750円	5,120円	4,710円	4,010円
	5日まで	8,360円	6,620円	5,980円	5,560円	4,730円
	6日まで	9,200円	7,400円	6,730円	6,290円	5,340円
	7日まで	10,040円	8,140円	7,430円	6,950円	5,880円
	8日まで	10,780円	8,820円	8,080円	7,580円	6,390円
	9日まで	11,400円	9,400円	8,650円	8,140円	6,860円
	10日まで	12,070円	10,010円	9,230円	8,690円	7,300円
	11日まで	12,720円	10,600円	9,790円	9,230円	7,750円
	12日まで	13,430円	11,210円	10,360円	9,770円	8,200円
	13日まで	14,090円	11,830円	10,970円	10,370円	8,680円
	14日まで	14,600円	12,320円	11,450円	10,840円	9,070円
	15日まで	15,110円	12,770円	11,870円	11,240円	9,400円
	17日まで	16,040円	13,560円	12,600円	11,920円	9,950円
	19日まで	17,260円	14,700円	13,700円	12,980円	10,830円
	21日まで	18,440円	15,800円	14,770円	14,030円	11,670円
23日まで	19,680円	16,880円	15,790円	15,000円	12,470円	
25日まで	20,830円	17,930円	16,800円	15,980円	13,260円	
27日まで	22,140円	19,140円	17,960円	17,100円	14,200円	
29日まで	23,410円	20,250円	19,010円	18,100円	15,010円	
31日まで	24,730円	21,450円	20,150円	19,190円	15,910円	

重要

①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合
 上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。別途ご契約タイプをご用意していますので、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

**出張者用プラン
(保険期間32日以上)**

満69才以下

満69才以下で、現症・既往症(※7)のない方を対象としています。対象とならない方には、別のプランをご用意していますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

インフィニティプラン

(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

ご契約タイプ	94S	93L	92L	91L	
	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	
治療・救援費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限※1				
疾病死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	
個人賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品※3 (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	
航空機寄託手荷物遅延※5 (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延費用※6 (支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円	
保険料	保険期間(以下同様) 32日～34日まで	24,610円	22,090円	20,120円	18,150円
	39日まで	26,150円	23,450円	21,290円	19,130円
	46日まで	31,490円	28,570円	26,100円	23,630円
	53日まで	37,770円	34,530円	31,670円	28,810円
	2か月まで	43,650円	39,950円	36,600円	33,250円
	3か月まで	60,910円	56,210円	51,730円	47,250円
	4か月まで	81,950円	76,170円	70,190円	64,210円
	5か月まで	108,520円	100,960円	93,090円	85,220円
	6か月まで	127,120円	118,140円	108,670円	99,200円
	7か月まで	148,950円	138,770円	127,830円	116,890円
	8か月まで	172,050円	160,430円	147,850円	135,270円
	9か月まで	194,940円	181,880円	167,680円	153,480円
	10か月まで	218,220円	203,700円	187,840円	171,980円
	11か月まで	240,910円	225,070円	207,650円	190,230円
1年まで	263,560円	246,240円	227,180円	208,120円	

- ※1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。
- ※2 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。
- ※3 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。
- ※4 旅行行程中の予期せぬ偶然な事故により負担を余儀なくされた、交通費、宿泊施設の客室料、食事代、通信費、渡航手続費、および渡航先で予定していたサービスの取消料等について、保険期間中合計で5万円をお支払いの限度とします。ただし、食事代については5千円を保険期間中の限度とします。また、身の回り品購入費は10万円を保険期間中の限度とします。
- ※5 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。
- ※6 1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。
- ※7 現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - ・現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている。
 - ・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。

駐在者用プラン

(ご年齢は旅行出発日時点となります。)

満69才以下 満69才以下で、現症・既往症(※7)のない方を対象としています。
対象とならない方には、別のプランをご用意していますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

駐在国		北米(アメリカ・カナダ)				ヨーロッパ・オセアニア				左記以外(アジアなど)			
ご契約タイプ		5UA	5UB	5UC	5UD	5UE	5UF	5UG	5UH	5UJ	5UK	5UL	5UM
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限※1											
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	家族総合賠償責任(家族共有) (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	被害者治療費用(家族共有) (支払限度額/被害者1名あたり)	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
保険料	生活用動産(長期用)(家族共有) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	保険期間 32日～34日まで (以下同様)	41,450円	38,930円	36,960円	34,990円	39,180円	36,660円	34,690円	32,720円	37,950円	35,430円	33,460円	31,490円
	39日まで	44,450円	41,750円	39,590円	37,430円	41,970円	39,270円	37,110円	34,950円	40,610円	37,910円	35,750円	33,590円
	46日まで	51,360円	48,440円	45,970円	43,500円	48,660円	45,740円	43,270円	40,800円	47,190円	44,270円	41,800円	39,330円
	53日まで	59,140円	55,900円	53,040円	50,180円	56,220円	52,980円	50,120円	47,260円	54,630円	51,390円	48,530円	45,670円
	2か月まで	66,840円	63,140円	59,790円	56,440円	63,710円	60,010円	56,660円	53,310円	62,000円	58,300円	54,950円	51,600円
	3か月まで	89,600円	84,900円	80,420円	75,940円	85,710円	81,010円	76,530円	72,050円	83,600円	78,900円	74,420円	69,940円
	4か月まで	117,030円	111,250円	105,270円	99,290円	112,280円	106,500円	100,520円	94,540円	109,690円	103,910円	97,930円	91,950円
	5か月まで	149,190円	141,630円	133,760円	125,890円	143,680円	136,120円	128,250円	120,380円	140,680円	133,120円	125,250円	117,380円
	6か月まで	173,360円	164,380円	154,910円	145,440円	167,100円	158,120円	148,650円	139,180円	163,690円	154,710円	145,240円	135,770円
	7か月まで	200,760円	190,580円	179,640円	168,700円	193,740円	183,560円	172,620円	161,680円	189,920円	179,740円	168,800円	157,860円
	8か月まで	229,430円	217,810円	205,230円	192,650円	221,650円	210,030円	197,450円	184,870円	217,410円	205,790円	193,210円	180,630円
	9か月まで	257,880円	244,820円	230,620円	216,420円	249,350円	236,290円	222,090円	207,890円	244,700円	231,640円	217,440円	203,240円
	10か月まで	286,710円	272,190円	256,330円	240,470円	277,420円	262,900円	247,040円	231,180円	272,360円	257,840円	241,980円	226,120円
11か月まで	314,960円	299,120円	281,700円	264,280円	304,910円	289,070円	271,650円	254,230円	299,440円	283,600円	266,180円	248,760円	
1年まで	343,130円	325,810円	306,750円	287,690円	332,330円	315,010円	295,950円	276,890円	326,450円	309,130円	290,070円	271,010円	

オプション特約		オプション特約		
緊急一時帰国費用(本人のみ)		家族緊急一時帰国費用(本人+帯同家族)		
出張者用・駐在者用プラン		駐在者用プランのみ		
保険金額	40万円 70万円 100万円	40万円 70万円 100万円		
保険料	緊急一時帰国費用は 保険期間3か月以上に セットできます。			
	保険期間 3か月まで (以下同様)	4,730円	8,270円	11,820円
	4か月まで	5,780円	10,110円	14,440円
	5か月まで	6,700円	11,720円	16,740円
	6か月まで	7,610円	13,330円	19,040円
	7か月まで	8,530円	14,930円	21,330円
	8か月まで	9,450円	16,540円	23,630円
	9か月まで	10,370円	18,150円	25,930円
	10か月まで	11,290円	19,760円	28,230円
	11か月まで	12,210円	21,370円	30,520円
1年まで	13,130円	22,970円	32,820円	

満69才以下 (現症・既往症(※7)のない方を対象)					
駐在員帯同家族用(1名あたり)					
ご契約タイプ	7B4	7B3	7B2	7B1	
保険金額	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	150万円～ 5,000万円	90万円～ 3,000万円	60万円～ 2,000万円	30万円～ 1,000万円
	治療・救済費用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無制限※1			
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	家族総合賠償責任 (支払限度額/1事故あたり)	家族共有			
	被害者治療費用 (支払限度額/被害者1名あたり)	家族共有			
保険料	生活用動産(長期用) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	家族共有			
	保険期間 32日～34日まで (以下同様)	20,930円	18,410円	16,440円	14,470円
	39日まで	22,160円	19,460円	17,300円	15,140円
	46日まで	27,190円	24,270円	21,800円	19,330円
	53日まで	33,170円	29,930円	27,070円	24,210円
	2か月まで	38,670円	34,970円	31,620円	28,270円
	3か月まで	54,830円	50,130円	45,650円	41,170円
	4か月まで	74,530円	68,750円	62,770円	56,790円
	5か月まで	99,920円	92,360円	84,490円	76,620円
	6か月まで	117,340円	108,360円	98,890円	89,420円
	7か月まで	137,970円	127,790円	116,850円	105,910円
	8か月まで	159,880円	148,260円	135,680円	123,100円
9か月まで	181,570円	168,510円	154,310円	140,110円	
10か月まで	203,640円	189,120円	173,260円	157,400円	
11か月まで	225,120円	209,280円	191,860円	174,440円	
1年まで	246,540円	229,220円	210,160円	191,100円	

海外旅行保険の概要 (裏表紙の「用語のご説明」も一緒にご覧ください。)

●保険期間(保険のご契約期間)が旅行期間(出張・駐在期間)と異なる場合、下記「旅行行程中」を「保険期間と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

傷害死亡	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡したとき
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 注 同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額＝傷害死亡保険金額－すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額
保険金をお支払いできない主な場合	次のような事由により生じたケガ ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○脳疾患、疾病、心神喪失 ○妊娠、出産、早産、流産 ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など

傷害後遺障害(区分表型) (後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約セット)	
保険金をお支払いする場合	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じたとき
お支払いする保険金	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 3%～100% をお支払いします。 注 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。
保険金をお支払いできない主な場合	① 次のような事由により生じたケガ ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○脳疾患、疾病、心神喪失 ○妊娠、出産、早産、流産 ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○旅行行程開始前または終了後に発生したケガ ② むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

治療・救援費用 (救援者費用等追加補償特約セット) (妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))	
保険金をお支払いする場合	<p>●傷害治療費用部分 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき</p> <p>●疾病治療費用部分 ① 「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※1)により、旅行中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したとき ② 旅行行程中に感染した感染症(※2)により旅行行程が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したとき</p> <p>●救援費用部分 ① ○旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ○旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ○旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始しその後引き続き医師の治療を受けていた場合)に限り、原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき ② 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合)に限り、ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。○が原因で継続して3日以上入院(※3)したとき ③ 旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要なきとき ④ 旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき …など</p> <p>(※1) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。 (※2) 感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 (※3) 医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>

お支払いする保険金	<p>●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に支出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、</p> <p>① 診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)、緊急移送費、ホテル客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料)、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に支出した金額。 ② 入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に支出した金額。ただし、身の回り品購入費は5万円、合算で20万円を限度とします。 ③ 医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。) ④ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p>注1 日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。 注2 被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>●救援費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救援費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。(「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、300万円上限) ① 捜索救助費用 ② 現地までの航空運賃などの往復運賃(救援者3名分まで) ③ 現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで) ④ 現地からの移送費用 ⑤ 遺体処理費用(100万円まで) (ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。) ⑥ 諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で20万円まで)</p>
-----------	---

保険金をお支払いできない主な場合	<p>① 次のような事由により生じた費用 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。) ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救援費用を除きます。) ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ② むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ③ 妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気の治療(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週過に発生したものを除きます。) ④ 歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。) ⑤ カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など</p>
------------------	---

疾病に関する応急治療・救援費用 (保険期間31日までの契約にセットされます。)	
保険金をお支払いする場合	<p>●疾病治療費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。) が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により医師の治療を受けたとき</p> <p>●救援費用部分 旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。) が原因で旅行行程中にその症状の急激な悪化(※1)により継続して3日以上入院(※2)したとき</p> <p>(※1) 症状の急激な悪化とは、旅行行程中に生じることに被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 (※2) 医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>

P.9の続き

お支払いする保険金



- 疾病治療費用部分**
実際に支払われた治療費などのうち社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。
- 救援費用部分**
保険契約者、被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。
○救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者**3名分まで**) ○救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき**14日分まで**) …など

- 注1 治療・救援費用の保険金額が300万円以上の場合、1回の疾病につき**支払限度額が300万円**となります。
- 注2 医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
- 注3 旅行行程中も支出することが予定されていた次の費用はお支払いの対象となりません。
○透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具の継続使用に関わる費用 ○インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用
- 注4 次の費用はお支払いの対象となりません。
○温泉療法、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ○臓器移植などおよびそれと同様の手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ○毛髪移植、美容上の形成手術などに関わる費用 ○不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

保険金をお支払いできない主な場合

○旅行行程終了後に治療を開始した場合 ○治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ○旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) …など

緊急歯科治療費用 (保険期間31日までのご契約タイプにセットされます。)

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に生じた歯科疾病症状(※)の急激な発症・悪化により旅行行程中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合(※)装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。
注 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

お支払いする保険金

被保険者が現実に支出した次の費用を、**10万円を限度**としてお支払いします。ただし、旅行行程中に要した費用に限り、
①診療費、処置費および手術費 ②薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書費用
注 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為 …など

疾病死亡

保険金をお支払いする場合

- ①旅行行程中に病気により死亡したとき
 - ②旅行行程中に発病した病気または「旅行行程終了後**72時間以内**に発病した病気」(※)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて**30日以内**に死亡したとき(ただし、旅行行程終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を開始したものに限り、)
 - ③旅行行程中に感染した感染症(治療・救援費用●疾病治療費用部分②に記載の感染症)により旅行行程が終了した日からその日を含めて**30日以内**に死亡したとき
- (※)その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。

お支払いする保険金

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①次のような事由により生じた病気
○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染
- ②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
- ③歯科疾病 …など

個人賠償責任

保険金をお支払いする場合

旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき(※)保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。

お支払いする保険金

- 1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。
- 注1 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。
- 注2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- 注3 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①次のような事由により生じた損害
○保険契約者または被保険者の故意 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染
 - ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害
○被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ○同居の親族に対する損害賠償責任 ○自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ○受託物に対する損害賠償責任(他人から借りた物を含みます。) ○汚染物質に起因する損害賠償責任 ○心神喪失に起因する損害賠償責任 ○罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 …など
- (※1) レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルなどはお支払いの対象となります。
(※2) ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。

携行品

保険金をお支払いする場合

旅行行程中に携行品(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けたとき
(※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)の物、別送品などは**含みません**。

お支払いする保険金

- 携行品1つ(1点、1組または1対)あたり**10万円を限度**として損害額(※)をお支払いします。
- (※)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。
- 注1 乗車券・航空券などは、事故後に支出した費用で合計**5万円を限度**とします。
- 注2 お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間(保険のご契約期間)中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、**30万円を保険期間中の限度**とします。
- 注3 旅券については、その再発給または渡航書発給の費用(領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など)を1回の事故につき**5万円を限度**としてお支払いします。
- 注4 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような事由により生じた損害
○携行品の置き忘れ、紛失 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ○携行品の欠陥または自然の消耗 …など
- 注 レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から損害賠償を請求された場合は、前記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

旅行事故緊急費用 (保険期間31日までのご契約タイプにセットされます。)

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>旅行行程中の予期せぬ偶然な事故(※)により被保険者が旅行行程中に下記費用の負担を余儀なくされたとき ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代(注1) ④国際電話料など通信費 ⑤旅券印紙代、査証料、予防接種料などの渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料など ⑦身の回り品購入費(注2) (※)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行者(ツアーオペレーターを含む)によって、事故の発生が証明されるもの</p> <p>注1 食事代については、a.またはb.のいずれかに該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定の航空機について6時間以上の出発遅延、欠航・運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗していた航空機の着陸地変更により、6時間以内(※)に代替となる他の航空機を利用できないとき (※)着陸地変更の場合は、着陸時刻から6時間以内を指します。 b.航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき</p> <p>注2 身の回り品購入費については以下の費用に限りお支払いします。 旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったために、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に負担した費用</p> <p>注3 旅行行程終了後に支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>実際に支出した前記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。ただし、払い戻しを受けた額、負担するべきと予定していた金額などを除きます。 (※)費用の発生または拡大を防止するために必要と有益な費用などに対しては保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>注 お支払いする保険金は、保険期間を通じて「保険金をお支払いする場合」①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が限度となります。ただし、③食事代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または被保険者を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◎被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ◎むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ◎妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病气 ◎歯科疾病 ◎乗客として搭乗(予定)の運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など</p>

航空機寄託手荷物遅延 (保険期間32日以上の出張者用プランにセットされます。)

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。)の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったとき</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費(貸与を受けたときの費用を含みます。))を、1回の寄託手荷物遅延につき10万円を限度としてお支払いします。 ただし、寄託手荷物が被保険者のものと到着した時に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または被保険者を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など</p>

航空機遅延費用 (保険期間32日以上の出張者用プランにセットされます。)

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>《出発遅延等》搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき ◎6時間以上の出発遅延 ◎欠航・運休 ◎航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ◎搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき 《乗継遅延》航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>《出発遅延費用等・乗継遅延費用》 出発地(または乗継地・着陸地)において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担したホテルなど客室料、食事代、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをお支払いします。ただし、1回の出発遅延等または乗継遅延につき、2万円をお支払いの限度とします。</p>
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>次のような事由により生じた費用 ◎保険契約者、被保険者または被保険者を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 …など</p>

家族総合賠償責任および被害者治療費用 (保険期間32日以上の出張者用プランにセットされます。)

<p>保険金をお支払いする場合</p>	<p>海外滞在中に ①日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき ②渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって、次のような損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき 1.ホテルなどの宿泊施設の客室に与えた損害 2.レンタル業者から直接借り入れた生活用品などに与えた損害 3.火災・爆発・破裂および漏水、放水または溢水による水漏れにより住宅に与えた損害 ③住宅内に一時的に預かったもの(パーティー招待客のコートなどを損壊(盗難を除きます。))し、法律上の損害賠償責任を負ったとき ④自動車事故による損害賠償金、現地自動車保険の支払額を超過したとき (注) この特約はご契約のご家族全員が対象となります。</p>									
<p>お支払いする保険金</p>	<p>(被害者治療費用)賠償責任はなくても、住宅内で来客などがケガをしたときにその治療費用を負担したとき</p> <p>1回の事故につき、補償限度額を限度として、損害賠償金をお支払いします。ただし、住宅内で一時的に預かったものに与えた損壊については10万円を限度とします。また訴訟費用などは、自動車事故を除き、別枠でお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="718 1769 1484 1859"> <tr> <td colspan="3">事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)</td> </tr> <tr> <td>北米、ハワイ、グアム、サイパン</td> <td>ヨーロッパ、オセアニア</td> <td>アジア、中南米、アフリカ、中東、その他</td> </tr> <tr> <td>US\$250,000</td> <td>US\$100,000</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </table> <p>注1 自動車事故については、右表の事故発生地別免責金額(自己負担額)または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうちいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。 注2 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p>	事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)			北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000
事故発生地(いずれも属領、信託統治を含みます。)										
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他								
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000								
<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	<p>被害者1名について、補償限度額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。(被害者治療費用)</p> <p>①次のような事由により生じた損害 ◎保険契約者または被保険者の故意 ◎戦争、革命などの事変 ◎放射線照射、放射能汚染 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害 ◎被保険者の職業上の行為に関する損害賠償責任 ◎同居の親族に対する損害賠償責任 ◎船舶、航空機の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◎心神喪失に起因する損害賠償責任 ◎被保険者が負担する罰金、違約金または懲罰的賠償金 …など</p> <p>(被害者治療費用)次のような事由により生じた損害 ◎被保険者の職業上の行為に起因する他人の身体の障害 ◎被保険者と同居する親族の身体の障害 ◎船舶、航空機の所有、使用、管理に起因する他人の身体の障害 ◎心神喪失に起因する他人の身体の障害 …など</p>									

生活用動産（長期用）（保険期間32日以上の駐在者用プランにセットされます。）	
保険金をお支払いする場合	<p>海外現地の宿泊・居住施設に保管中の物および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品（被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。）が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けたとき</p> <p>【注1】 現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物、別送品などは含みません。</p> <p>（注） この特約はご契約のご家族全員が対象となります。</p>
お支払いする保険金	<p>家財・身の回り品など1個（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などの場合は5万円）を限度としてその損害が生じた地および時における保険の目的の価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などをいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような事由により生じた損害</p> <p>○保険契約者、被保険者または保険金を受けとるべき者の故意または重大な過失 ○被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ○戦争、革命などの事変 ○放射線照射、放射能汚染 ○差押え、没収 ○欠陥、自然の消耗、さび、変色 ○修理、調整作業上のミス ○詐欺、横領 ○紛失、置き忘れ ○塗料のはがれなど外観のみの損傷 …など</p>

緊急一時帰国費用（オプション）	
保険金をお支払いする場合	<p>海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の事由により一時帰国したとき（※一時帰国とは、日本国に帰国することをいいます。以下同様とします。）</p> <p>①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機もしくは船舶の遭難・行方不明</p> <p>【注】 上記の事由が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日（入国手続きを完了した日）からその日を含めて30日以内に再び海外の居住地へ戻ることがお支払いの要件となります。</p>
お支払いする保険金	<p>保険契約者または被保険者が支出した社会通念上妥当な次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①往復の航空運賃などの交通費 ②ホテルなど客室料および諸雑費（合計して20万円まで） ○一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテルなどの宿泊料（14日分まで） ○諸雑費（通信費、渡航手数料、一時帰国した地における交通費など）</p> <p>【注1】 同一の配偶者または2親等以内の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となりません。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。</p> <p>【注2】 保険契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>①次のような事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○海外渡航期間開始前に発病した疾病</p> <p>②上記「保険金をお支払いする場合」①・②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券などを利用して一時帰国した場合は、保険金をお支払いできません。 …など</p>

家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットされる場合、被保険者に帯同する家族（配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族）が一時帰国した場合に支出した費用を追加してお支払いします。

用語のご説明

◆パンフレットの中でわからない用語などありましたら、こちらの用語のご説明をご参照ください。

用語	ご説明
い	
医 師	被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
医学的他覚所見	病気の症状が、医師により客観的に(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより)認められる異常所見をいいます。
し	
傷 害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故(転倒、交通事故、運動中の打撲・骨折などの外的要因による事故)によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。 (注)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾 病 (病 気)	上記の傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
宿 泊 施 設	宿泊することを主たる目的とする施設で、主に次の施設をいいます。 ①企画旅行または手配旅行において手配された施設②ホテル、旅館、コンドミニアムまたはこれに類する施設 なお、アパートなどの主たる目的が賃貸の施設は含みません。
ほ	
保 険 期 間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合は、補償の対象となる事由が発生しても保険金は支払われません。
保 険 金	補償の対象となる事由によって損害が生じた場合に、弊社がお支払いする金銭をいいます。
保 険 金 額	ご契約にあたり弊社とご契約者とで定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
保 険 年 度	初年度については保険期間の初日から1年間、また、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
り	
旅 行 行 程	保険証券記載の海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの行程をいいます。

■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項(告知事項)については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日から30日以内にご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問合せ先:旅行保険カスタマーセンター TEL:03-5611-0799
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

B71-225 (B-003665 2017-05) 6-16 50M (TF)

お問合せ・お申込みは

観 光 留 学 出 張 駐 在 その他